

岡山県立大学における研究活動の不正行為防止に関する基本方針

岡山県立大学では、「研究機関における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日決定)に基づいて、岡山県立大学の研究活動における不正行為防止等に関する規程を制定し、次のとおり、研究活動上の不正行為の防止等に関する取組を推進します。

1 責任体系の明確化

・責任者（学長）

不正行為防止に関する計画の策定及び啓発活動を行います。

研究活動上における研究者の役割と責任の明確にします。

研究者に求められる倫理の修得等のための教育を実施します。

・研究倫理教育責任者（各学部長）

全ての研究者を対象に研究倫理教育を最低でも3年に1回以上実施します。

2 研究倫理教育の実施

- ・不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者に求められる倫理修得のための教育を実施し、研究者の基本的責任、研究活動に対する研究者の行動規範、研究分野の特性に応じて守るべき作法等の知識や技術を提供します。

3 情報伝達体制の整備

- ・不正行為に関する告発、情報提供、相談又は照会等に対応するための窓口を設置し、ホームページ等により周知します。
- ・不正行為に関する事案が発生した場合に適正かつ迅速に対応する学内の体制を整備します。
- ・告発を行う方が不利益な取扱を受けることのないよう、連絡先などの守秘等の適切な方策を講じます。